

Title	青少年の携帯電話利用の現状と課題：横断的解決に向けて(科学技術と社会・倫理問題 (1))
Author(s)	浅野, 浩央
Citation	年次学術大会講演要旨集, 21: 226-228
Issue Date	2006-10-21
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/6326
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般論文

○浅野浩央 (北陸先端科学技術大学院大)

はじめに

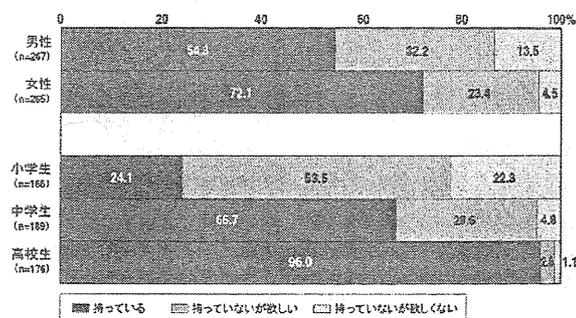
近年、携帯電話が各世代へ急速に普及し、青少年¹を取り巻く情報環境の変化によっていわゆる、出会い系サイトによる事件や迷惑メールの問題、有害サイトの問題など、新たに生じた社会的課題へ問題意識が高まっている。国は2001年にまとめたe-japan重点計画の中で「横断的課題」として、有害情報の氾濫による青少年への健全育成への影響等、インターネット利用による被害防止に向けた具体的な取り組みの必要性について明示している。また、総務省は2004年u-japan政策パッケージ⁽³⁾、優先的に取り組むべき21課題に「青少年への発育への影響」を提示しており、今後、これらの課題に対して関係機関が有機的に連携し、対処していくことが求められている。すでに、通信事業者による「ケータイ安全教室」や、2006年3月からは新たに、主要業界団体による「フィルタリング普及啓発アクションプラン」など、具体的な取り組みも開始されている。

本稿では、青少年と携帯電話の利用状況や特有の課題について整理し、今後の取り組みと対策の方向性について検討する。

1. 利用状況

図1はモバイル社会研究所が2005年に発表した青少年の携帯電話・PHSの所有率である。高学年になるほど所有率は高くなり、高校生になると大半の者が携帯電話・PHSを利用している。

図1 携帯電話・PHSの保有率
(モバイル社会研究所 モバイル社会白書2005)



¹ 本稿では青少年を18歳未満の者とする。

2. 青少年特有の課題とは何か

下記に示したものは、「携帯電話をめぐる社会的諸課題の整理、および論点の抽出」(坂下, 2005)、及びモバイル社会白書2005「携帯電話・PHSによるトラブル」を元に筆者が整理した、携帯電話に関連する社会的課題である。

- (1) 公共の場でのマナー
- (2) 迷惑メール
- (3) メール(携帯電話)依存症
- (4) カメラ犯罪(デジタル万引き・盗撮など)
- (5) 電磁波が身体に及ぼす影響
- (6) 個人情報漏洩
- (7) 出会い系サイト
- (8) 運転中のマナー
- (9) 架空請求
- (10) 子どもが有害サイトにアクセスできる環境

(1)~(6), (8), (9)の課題については、世代に関わらず、携帯電話ユーザー全般の問題である。また、電磁波の影響はまだ科学的な根拠が薄く、うわさの領域を出ていない、とする意見もある²。青少年特有な問題として懸念されることは、暴力や性的描写を含むいわゆる、違法・有害情報サイトによる児童買春や、非行など青少年へ悪影響の問題であり、これらは携帯電話のインターネット機能に起因するものである³(以下、モバイルインターネットと称する)。

青少年を対象にした携帯電話等、情報機器の指導法のあり方など情報教育についても検討する必要があることを指摘しておくが、ここでは本稿の趣旨と離れるため紹介に留める⁴。

²岡田朋之・松田美佐・富田英典編著(2002)『ケータイ学入門—メディア・コミュニケーションから読み解く現代社会』pp.185.有斐閣選書。

³その他、インターネットが個々のパーソナリティに関する影響に付いて着眼した研究もある。初期においては73の世帯を2年間にわたってフィールド調査を行ったKraut, R. Patterson, M. Lundmark, (1998). Internet paradox: A social technology that reduces social involvement and psychological well-being?, American Psychologist, 53, 1017-1031.などが参考になる。

⁴酒井朗・伊藤茂樹・千葉勝吾(2004)『電子メディアのある「日常」—ケータイ・ネット・ゲームと生徒指導』学事出版など。

3. 非行促進と携帯電話

総務庁は2000年に6都県(宮城県, 千葉県, 東京都, 石川県, 奈良県及び熊本県)の高校2年生とその保護者を対象に実施したアンケート調査に基づき『青少年と携帯電話等に関する調査研究報告書』を取りまとめた。本調査研究では、携帯電話所持と非所持で非行、もしくは逸脱行動の関係性について次のような結果を提示している。学校生活に関しては、「制服のスカートを短くしたり、学校が指定していない服を着て通学したりする」の質問に対して「あてまる」と答えている生徒は、男子では携帯電話の所有群の2割(20.7%)、非所有群では(7.0%)、女子では、所有群の6割(57.2%)と半数を超えている。また、非行や逸脱行動について、「ピアスをしたこと」「髪の毛を脱色したり、染めたりしたこと」があるのは、男女共に携帯電話の所有群の方が多く、「万引き」の経験数も男女共に携帯電話の所有群が高いとされている。

警察庁、青少年問題調査研究会も同様に携帯電話と非行の問題について、2002年9月～2002年12月にかけて、調査研究を行っている。本調査によると、携帯電話の所持について、中学生については、非行少年は一般少年と比べて携帯電話を所持している者(非行中学生男子52.4%、一般中学生男子20.4%)が多く、高校生については非行群と一般群に違いはみられないとしている。

4. 携帯電話と非行促進—懐疑的議論

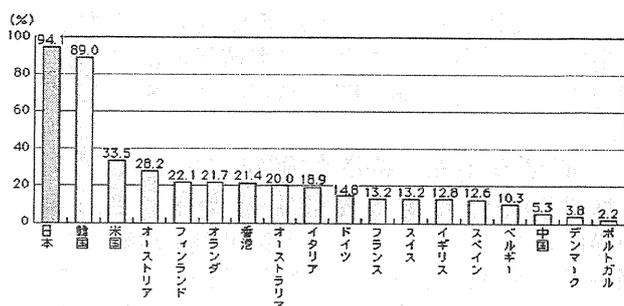
これら携帯電話等、モバイルインターネットによる有害情報サイトそのものが、青少年に悪影響を及ぼすか否かという議論もある。例えば、性的描写が青少年へ有害かどうか、議論を巻き起こした代表的なものにJudith Levine(2002)『Harmful to Minors』がある。また、犯罪とメディアの影響について羽瀧(2002)は、少年犯罪が統計上、減少していることを指摘し、携帯電話など新規メディアの登場を少年犯罪の増加に結び付けることは、メディアリテラシー教育や現場での指導など、具体的な解決策を考える視点を失うとして警鐘を投げかけたほか、携帯電話の普及率が高い、主要国において同様の議論が無いことを述べ、青少年の犯罪助長と携帯電話の関係性について懐疑的に論じている。新規メディアの受容史においても、マンガやテレビゲーム、ウォークマンも悪影響を与えるものとして語られてきたと論じている⁵。

5. 対策の必要性—国際的議論, 世論より

5. 1 国際的議論の高まり

2. 青少年特有の課題とは何か、で示したように、携帯電話による悪影響の原因として懸念されていることは主に有害サイトなど、モバイルインターネット機能に起因するものであり、羽瀧(2002)が指摘する主要国において、こうした議論が少ないとする理由については、諸外国における携帯電話のインターネット対応率の低さもその原因と考えられるのではないだろうか(図2)。

図2 主要国における携帯電話のインターネット対応率 (2004年9月末現在 平成17年度 総務省情報通信白書)



「3G Mobile」により作成

既にインターネットと子どもの問題については、英国におけるChildnet Internationalや、米国におけるNet-mom®など国際的に活動を展開している組織もあり、問題意識も高まっている。英国では2004年にvodafone, T-mobile他、全英携帯電話事業者6社が自主規制ガイドライン「UK code of practice for the self-regulation of new forms of content on mobiles」(英国モバイル向け新携帯電話コンテンツ対応自主規制に関する行動規範)を制定し、18歳未満の青少年ユーザーへのコンテンツに提供に関する規制について、自主ガイドラインを定め、携帯電話事業者が提供するコンテンツに関するアクセス制限と、フィルタリングサービス提供の義務付け等を取り決めている。それに伴い、2004年3月にvodafone UK社は、初期設定でアクセス制限とフィルタリングをONにし、解除するにはボーダフォンショップにて、18歳以上であること証明しなければならないなどの規制を設けている⁶。

日本においても2003年に「children, Mobile Phones and the Internet Experts' Meeting」(「モバイルインターネットと子ども」に関する国際ワークショップ 主催:財団法人・インターネット協会)が開催され、こうした課題へ国内外の意識は高まっている。

⁵羽瀧(2002)「青少年と新規メディア」『情報通信 i-Net』5号, pp.8-11 数研出版株式会社。

⁶(財)インターネット協会(2005.3)『インターネット上に氾濫する有害情報は今、どうなっているの?』pp.25。

5. 2 世論の高い問題意識

平成13年、16年に内閣府が実施した世論調査では、携帯電話やインターネットの有害情報に対して高い国民の関心が表れている。平成13年度『少年非行問題等に関する世論調査』結果では、非行の原因について、20歳以上の成人が回答した理由の1番に家庭環境、2番目に本人自身の性格や資質、3番目に「社会環境」が挙げられている。社会環境と答えた者のうち、テレホンクラブやツーショットダイヤル、出会い系サイトの氾濫と答えた者が48.5%とトップに上がり、続いて携帯電話の普及と答えた人が44.2%に上る。同様に、平成16年度の調査においては、質問項目がさらに具体化されたが、インターネットによる影響と答えた人が50%を越えるなど、携帯電話など情報端末による有害情報の氾濫と非行の関連性について世論の関心が高いことを示している。

6. 必要な対策—横断的解決に向けて

携帯電話の青少年への影響と具体的対策について、国際的議論の高まり、高い世論の問題意識を踏まえ、関係者は具体的な解決策に取り組む必要があるのではないだろうか。携帯電話を含む、情報機器の進化はドッグイヤーと呼ばれるように、速いスピードで発展し、新たに生じる課題もより高度に、複雑な様相を呈している。そうした点を踏まえ、教育関係者、事業者、行政、研究者などこれら課題に係わるアクターは、具体的対策の実施、対策が不十分な場合は、その検証と、新たな施策の検討を行う必要があるのではないだろうか。これら考察を踏まえ、以下の提案を行いたい。

- (1)携帯電話が青少年に与える影響について調査研究の実施。
- (2)専門家は世論などの国民の高い問題意識を踏まえ、リスクに対する説明、解決策の検討。
- (3)事業者はフィルタリング技術など具体的な解決策の提供と、公共ニーズに基づく継続した改善の実施。
- (4)フィルタリング技術等によって規制対象とされる情報については、多様な家庭教育、教育方針に配慮した上で選択可能性を担保する必要がある。フィルタリング技術に対するテクノロジーアセスメントなど有識者のみならず、市民からも広く意見交えた、規制への社会的合意形成の仕組み作り。
- (5)効果的対策に向け、教育関係者、保護者、事業者や行政など、関係者の役割の検討と実施。
- (6)上記、対策で不十分な場合は、その原因の検証と、より具体的な解決策の検討と実施など。

7. 今後の展望と課題

現在、青少年と携帯電話等、情報機器がもたらす新しい社会的課題への対策として、“のいちっ子”を育てる町民会議(石川県野々市町)が平成15年度から実施している、青少年の携帯電話対策プロジェクト「小中学生に携帯電話を持たさない運動 プロジェクト K」へ協力しており、今年度はケースメソッドを用いた保護者用の教育プログラムの試行⁷を実施した他、野々市町地域におけるメディアの影響調査を予定している。地域における携帯電話対策の効果についてこれら活動を通じて検証する予定である。

また、地元・能美市においては、学官連携協定のもと、教育関係者の向けの携帯電話と青少年の問題に関する研修会「モバイルリテラシー教員研修プログラム」を運営・実施している。

今後、これら具体的取り組みへの参画、実施を通して、地域における対策と効果について、モデルケースの構築と検証を行う予定である。

参考文献

- [1] NTTドコモ(2005)『モバイル社会白書2005』モバイル社会研究所。
- [2] 坂下玄哲(2005)「携帯電話をめぐる社会的諸課題の整理、および論点の抽出」『Mobile Society Review 未来心理』1, 52-61。
- [3] 岡田朋之・松田美佐・富田英典編著(2002)『ケータイ学入門—メディア・コミュニケーションから読み解く現代社会』有斐閣選書。
- [4] 総務省(2005)『平成17年度 情報通信白書』。
- [5] 総務庁青少年対策本部(2000)『青少年と携帯電話等に関する調査研究報告書』。
- [6] 警察庁 青少年問題調査研究会(2004)『青少年の意識・行動と携帯電話に関する調査研究』。
- [7] Judith Levine(2002). Harmful to Minors: The Perils of Protecting Children from Sex. Minneapolis: University of Minnesota Press. (藤田真利子訳『青少年に有害! 子どもの「性」に怯える社会』河出書房新社, 2004)。
- [8] 羽瀧(2002)「青少年と新規メディア」『情報通信 i-Net』5号, pp.8-11 数研出版株式会社。
- [9] 吉井博明(2005)『携帯電話利用の深化とその社会的影響に関する国際比較研究』平成13年度～平成15年度科学研究費補助金(基盤研究(B)(1)) 研究成果報告書。
- [10] (財)インターネット協会(2005.3)『インターネット上に氾濫する有害情報は今、どうなっているの?』。

⁷ 平成18年度文部科学省委託事業「携帯電話・インターネットと子どもの問題を考える交流集会 JAIST 体験空間 ケータイ事件簿!!—ケースファイル1—」8月25日・26日, “のいちっ子”を育てる町民会議他, 主催。